

質 問 要 旨

一 農業政策について

1 本県農業の課題と新農業ビジョンについて

答 弁

本県の販売農家数は、一〇年後には平成二十七年の半分程度に減少すると推計され、広大な農地を適切に維持していくためには、一経営体当たりの経営面積を現在の約二倍に拡大する必要があります。

農家戸数の減少や高齢化の進行は、憂慮すべきことではありますが、少ない人数であつても、生産性を高め、生産力を維持していくことができれば、従事者一人当たりの所得は向上し、職業としての魅力が高まっていく可能性があり、現に、農地を集積し、地域の農家や若者が生き生きと働く大規模法人が増えてきております。

こうしたことを踏まえ、新たなビジョンでは、後継者を確保し、農地の出し手も働けるよう、ほ場整備を契機とした法人化や集落営農組織の合併等を促進し、企業的な経営体を育成してまいりたいと考えているところであります。

また、労働力不足に対応するため、県立大学と連携しながら、ICT等の先端技術を駆使して省力化と精密化を追求し、平場から中山間地域まで、スマート農業の普及を図ってまいりたいと考えております。

併せて、園芸・畜産の大規模拠点の整備や、全国に名をはせる産地づくりを推進し、複合型生産構造への転換を進めるなど、食料供給県としての役割をしっかりと果たしてまいります。

もとより、農地を適切に保全し、それを十分に活用していくことは、国の農政の根幹であり、先般の政府主催の全国知事会議において、私から、米価の安定対策とともに、食料の安全保障の観点から、農業政策を強化するよう訴えたところであり、引き続き国に強く働きかけてまいります。

質 問 要 旨

一

2 サキホコレについて

(1) 生産目標について

答 弁

ブランド化戦略において、令和十三年度の目標を四万トン程度にしておりますが、これは、高級米の市場規模が五〇万トン程度と小さく、先行するブランド米の生産量も五万トン程度であることなどを踏まえて設定したものであります。

今年のような米の需給緩和の状況下では、高級米を目指した銘柄であっても、価格が下落したのもあるなど明暗が分かれており、「サキホコレ」については、価格を維持できるよう、マーケットインの視点により、供給過剰とならないように、毎年の生産量を決定していくことが重要と考えております。

質 問 要 旨

一

2

(2) 今後の方向性について

答 弁

「サキホコレ」がトップブランドの地位を確立するためには、プロモーションを継続的に展開し、知名度を高めていくことが重要であり、これまで、県と集荷団体が財源を負担し合い、名称決定や先行販売など、デビューに向け準備を進めてまいりました。

本格販売となる来年度からは、通常の商取引に移行することから、受益者負担の原則に立ち、生産者にも一定の負担を求め、現場説明を重ねてきたところであり、県としましては、県と生産者や集荷団体と三位一体でプロモーションに取り組んでまいります。

また、生産者が厳しい出荷基準に対応し、品質の確かな米を供給できるよう、互いに技術を高め合う生産者協議会を設立するとともに、先導的生産者が助言を行うマイスター制度を創設するなど、栽培技

術の向上を図ってまいります。

さらに、県内すべての農業系高校で「サキホコレ」を栽培し、プロジェクト研究やメニュー開発などを行っており、こうした取組を通じて、将来の後継者の確保につなげていきたいと考えております。

なお、県外への種子の供給は考えておらず、生産者に対しても、第三者に種子を譲渡しないことを登録の要件とし、ブランド管理を行っております。

質 問 要 旨

一

3 流通市場の透明性について

答 弁

一般に米は、集荷業者が年間を通じて玄米を保管しながら出荷し、それを卸売業者が精米して袋詰めした上で、小売店で販売されるなど、各流通段階で商取引が行われていることから、行政がコストの内訳を明らかにすることは困難であります。国では、卸売価格や小売価格を調査・公表しており、価格形成過程は概ね把握することができます。

これによると、全国流通している主要な銘柄の小売価格は、概算金の二倍程度になっており、本県の「あきたこまち」や「サキホコレ」についても、同様であることから、生産者段階及び小売段階における価格設定は、通常の範囲内であると考えております。

質 問 要 旨

一

4 農地価格対策について

答 弁

農地は、単位面積当たりの収益性や、出し手と受け手の需給によって価格が決まるものであり、農地価格が低下傾向にあることや、規模拡大を促進するため、国が政策的に貸借を推進してきたことなどから、農地を購入する担い手は少ない状況にあります。一般に、行政が農地価格に関与することはできませんが、農業の魅力や存在意義を高めることにより、それと連動して農地に対する評価が高まってくるのではないかと考えております。

世界的な食料不安が顕在化し、食料安全保障の観点から、農業は我が国にとって不可欠な産業であり、農業県として、稲作を中心とした複合型生産構造への転換や、企業的な経営体の育成などにより、魅力ある農業の展開に努めてまいります。

質 問 要 旨

二 漬物生産者への支援について

答 弁

いぶりがっこなどの漬物は、本県の食文化を代表する食品であり、各家庭の味が直売所等で販売され、生産者の重要な収入源になっているほか、固定客が付くなど、集客の原動力にもなっております。

しかしながら、今般の食品衛生法の改正により、事業を継続するためには、一定の衛生基準に基づいた施設の整備など、新たな費用負担が発生することから、高齢者を中心に漬物製造を断念することが懸念されます。

このような中、若手女性農業者が、新たに加工施設を整備し、高齢農家とシェアしたり、漬物製造をやめる農家から原料を仕入れ、そのレシピをもとに商品を製造し、付加価値を付けて首都圏で販売するなど、新たな動きも見られます。

県としましては、法改正を契機に、事業の継続性や発展性の観点から、ビジネスとして成り立つ規模での個別農家の施設整備に加え、若手と高齢者の共



同の取組を促進するなど、市町村と連携し、施設整備等の支援のあり方を検討してまいります。

質 問 要 旨

三 新屋演習場の平和利活用について

答 弁

新屋演習場をはじめとする演習場や訓練場等は、全国各地に設置されており、奈良県を除く四六都道府県に置かれた約一六〇か所の駐屯地や分屯地の部隊が、周辺の演習場等で訓練を実施しながら我が国の防衛の任に当たっております。

こうした任務に加え、自衛隊は、先の鳥インフルエンザの発生など災害発生時には、都道府県からの要請等に応じて、日頃の訓練を生かして迅速な災害派遣活動を行っているところであります。

全国の演習場等の多くは、時代の経過により設置時から周辺環境が変化してきており、新屋演習場についても、昭和二十九年の開設以降、周囲への公共施設の設置や地域の宅地化が進んできた経緯があります。

同演習場の具体的な訓練状況を調べてみますと、訓練日の事前周知など住民生活に配慮しながら、基本的な戦闘訓練やヘリコプターの離発着訓練のほか、

航空自衛隊秋田救難隊の訓練等で、年間一〇〇日程度使用されており、国防上のみならず、災害派遣活動等においても重要な役割を果たしております。

また、同演習場は、周辺の道路を含め一部、津波浸水想定域になっており、秋田市中心部から現地に到達するには必ず橋りょうを渡る必要があることなどから、災害用の備蓄基地には無理があると考えられます。

さらに、同演習場を活用しなければならぬような公共施設の必要性は現時点において想定できず、当然その場合は代替地が必要とされることから、移転・廃止は現実的には難しいものと結論づけたところであります。